

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年1月6日

福岡市保健医療局動物愛護管理センター
(東部動物愛護管理センター)

1. 公募の趣旨

本業務は、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 請負契約等の件名

収容動物の飼養管理等業務委託契約

(2) 請負契約等の内容

- ① 犬の捕獲業務：徘徊犬等を捕獲する。
- ② 所有者不明犬の出張回収業務：所有者不明の犬を拾得者宅等へ出張し回収する。
- ③ 警察からの犬猫回収業務：警察から引き取り依頼のあった犬猫を回収する。
- ④ 負傷動物の出張回収業務：負傷動物を出張し回収する。
- ⑤ 動物の運搬業務：上記①～④に係る動物を東部動物愛護管理センターへ運搬する。
- ⑥ 動物の飼育管理業務：東部動物愛護管理センターの動物を適正に飼育管理する。
- ⑦ 施設の清掃、消毒及び維持管理業務：東部動物愛護管理センターの犬猫飼育施設の清掃、消毒及び維持管理を行う。
- ⑧ 犬猫の譲渡に関する市民対応及び譲渡手続に係る調査等を行う。
- ⑨ 上記①～⑧に掲げる業務に関連した業務

(3) 履行期間（予定）

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排

除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 東部動物愛護管理センター内に3名以上の職員を配置できること。
- (3) 犬の捕獲業務の経験年数が3年以上の熟練した正規職員を2名以上配置できること。
- (4) 動物の取り扱いについての専門知識を有する（動物取扱責任者等）正規職員1名以上を配置できること。
- (5) 業務に使用する車両を準備できること。
- (6) 他の地方公共団体において、5年以内に同種あるいは類似した業務の実績を有すること。

5. 手続き等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年1月6日～令和7年1月20日までの9時から17時まで（閉庁日を除く。）

② 配布場所

保健医療局生活衛生部動物愛護管理センター東部動物愛護管理センター

所在地 福岡市東区蒲田五丁目10番1号

電話 092-691-0131（ガイダンス4番を選択）

担当 松寄

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年1月6日～令和7年1月20日までの9時から17時まで（閉庁日を除く。）

② 提出場所

(1) ②に同じ

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参もしくは配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に

必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

保健医療局生活衛生部動物愛護管理センター東部動物愛護管理センター

所在地 福岡市東区蒲田五丁目10番1号

電話 092-691-0131 (ガイダンス4番を選択)

担当 松寄

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の指名競争入札を中止する場合がある。